

# 令和9年度保育所等入所案内

## ★保育施設とは★

保育所（園）・認定こども園（保育所部分）・地域型保育のことをいいます。保育施設を利用するには、子どもが家庭において、必要な保育を受けることが困難であるという理由（保育の必要性）の認定が必要です。「集団生活や幼児教育の場として利用したい」という理由では利用できません。

## ★教育・保育給付認定とは★

3つの認定区分があります。幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育などの施設の利用を希望する保護者は、市からいずれかの「認定」を受けることになります。認定区分により利用できる施設が決まります。

| 認定区分     |        | 1号認定<br>（教育部分）         | 2号認定<br>（保育部分）        | 3号認定<br>（保育部分）        |
|----------|--------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 対象となる子ども |        | 保育を必要としない<br>満3歳以上の子ども | 保育を必要とする<br>満3歳以上の子ども | 保育を必要とする<br>満3歳未満の子ども |
| 施設<br>区分 | 認定こども園 | ○                      | ○                     | ○                     |
|          | 幼稚園    | ○                      | —                     | —                     |
|          | 保育園    | —                      | ○                     | ○                     |
|          | 地域型保育  | —                      | △                     | ○                     |

※「保育を必要とする子ども」とは、就労等により両親が家庭において保育できない状況にある子どもをいいます。「保育を必要としない子ども」とは、家庭状況を問わない子どもをいいます。

## ★保育を必要とする事由★

保育施設に入所できる児童は、保護者が次のいずれかの理由に該当している必要があり、かつ同居の親族やその他の人がその児童を保育することができないと認められる必要があります。

- ① 就労
- ・・・月64時間以上の就労を常態としている場合
- ② 妊娠・出産
- ・・・妊娠中または出産後間がない場合
- ③ 疾病・障害
- ・・・疾病、負傷または心身に障害がある場合
- ④ 介護等
- ・・・疾病または心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合
- ⑤ 災害復旧
- ・・・災害の復旧にあたっている場合
- ⑥ 求職活動
- ・・・求職活動を行っている場合
- ⑦ 就学
- ・・・月64時間以上の就学を常態としている場合
- ⑧ 虐待・DV
- ・・・虐待・DVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業
- ・・・育児休業取得時にすでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合
- ⑩ その他
- ・・・①～⑨に類する状態として市長が認める場合

## ★保育標準時間と保育短時間の利用区分★

2号・3号認定になる人は、保護者の人の就労時間等によって、「保育標準時間」と「保育短時間」の利用にわかれます。それにより、利用者負担額と預けられる時間が変わります。

| 区分     | 対象者                                                     | 保育可能時間   |
|--------|---------------------------------------------------------|----------|
| 保育標準時間 | 主にフルタイム就労の世帯が対象<br>就労時間：120時間／月以上<br>（目安：週5日 1日6時間以上勤務） | 1日最大11時間 |
| 保育短時間  | 主に短時間就労の世帯が対象<br>就労時間：64時間／月以上120時間／月未満                 | 1日最大8時間  |

就労形態だけでなく、就労証明書等を参考に、月の就労時間を計算してから判断します。父母のどちらか就労時間の短いほうが基準になります。原則として、就労時間に則りどちらの利用になるか判断しますが、希望により就労時間が120時間／月以上のご家庭でも、「保育短時間」を利用することも可能です。ただし、保育できる時間が限られてきますのでご注意ください。120時間／月に満たない家庭が「保育標準時間」を利用することはできません（通勤時間等も考慮しますので、利用区分が実態に沿わない場合はご相談ください。）。

## ★利用者負担額の納付方法について（保育所）★

- ※保育所以外の施設へ入所している人は施設へ納付
- ・口座振替と市が発行する納付書により納付する方法があります。
- ・口座振替を希望される場合は、入所申込み後、口座振替取扱金融機関で手続きを行ってください。原則、申込みをした月の翌月分から開始します。
- ・納付書は、4～8月分、9～翌年3月分の2回に分け、保育所（園）を通して配付します。各納期限内に納付取扱金融機関、市役所、コンビニエンスストアで納付してください。

## ★利用者負担額の滞納について★

保育施設を運営するための経費の一部として、保護者の皆様の所得状況に応じ公平に負担していただいております。そのため、事情を考慮できる正当な理由なく利用者負担額を滞納された場合は、児童福祉法第56条7項に基づき、滞納処分（差押え）の対象となりますのでご注意ください。



## ★保育所の所在地及び募集人員★

| 保 育 所 名                 |                  | 所 在 地     | 募集<br>人員 | 開 所 時 間        | 保育時の年齢            | 電話番号     |
|-------------------------|------------------|-----------|----------|----------------|-------------------|----------|
| 公立                      | 山 方 保 育 所        | 山方3360    | 若干名      | 7：20～          | 0歳から<br><br>就学前まで | (57)2053 |
|                         | 美和認定こども園*        | 高部2044    | 若干名      | 19：00          |                   | (58)2649 |
| 私立                      | 大宮聖愛保育園*         | 上町367ー7   | 若干名      | 7：00～<br>19：00 |                   | (52)0235 |
|                         | さくら保育園           | 上岩瀬382    | 若干名      |                |                   | (53)4789 |
|                         | ひまわり子ども園*        | 石沢1920ー1  | 若干名      |                |                   | (52)1860 |
|                         | あゆみ認定こども園*       | 東野3182ー6  | 若干名      |                |                   | (52)0830 |
|                         | 大宮みのり保育園         | 泉521ー3    | 若干名      |                |                   | (53)3025 |
|                         | 大宮聖慈保育園*         | 野中町3266ー3 | 若干名      |                |                   | (52)2035 |
|                         | 野上保育園            | 野上1271ー1  | 若干名      |                |                   | (57)2808 |
|                         | 御前山認定こども園*       | 野口1294    | 若干名      |                |                   | (55)2606 |
|                         | 緒川げんき保育園*        | 下小瀬398    | 若干名      | 7：30～<br>19：00 |                   | (54)3122 |
|                         | 認定こども園<br>若草幼稚園* | 石沢1468ー4  | 若干名      | 7：30～<br>18：30 |                   | (52)1611 |
| フロイデキンダーガルテン<br>（地域型保育） |                  | 下町142ー1   | 若干名      | 7：30～<br>20：00 | 0歳から<br>2歳まで      | (55)8181 |
| きらきら保育園<br>（地域型保育）      |                  | 石沢1240ー1  | 若干名      | 7：00～<br>18：00 | 0歳から<br>2歳まで      | (58)8500 |

\*の施設は認定こども園です。

施設の詳細については「子育てガイドブック」「常陸大宮市 保育園・認定こども園 B00K」をご参照ください。

転入等の特別な事情を除き年度途中の転園はできません。事前に施設の見学を行い、熟慮したうえでお申し込みください。

★利用者負担額（保育料）の算定方法★

毎月の利用者負担額は世帯の所得（市町村民税等）により決定します。  
9月に利用者負担額の切り替えがあります。4月～8月までの利用者負担額は、前年度の市町村民税額に基づき算定し、9月～3月までの利用者負担額は、当年度の市町村民税額に基づき算定します。  
幼児教育・保育の無償化により、満3歳を迎えた最初の4月以降の利用者負担額は0円となりますが、給食費等は別途園（施設）へお支払いいただきます。

★教育・保育給付認定申請、入所申込に必要な書類★

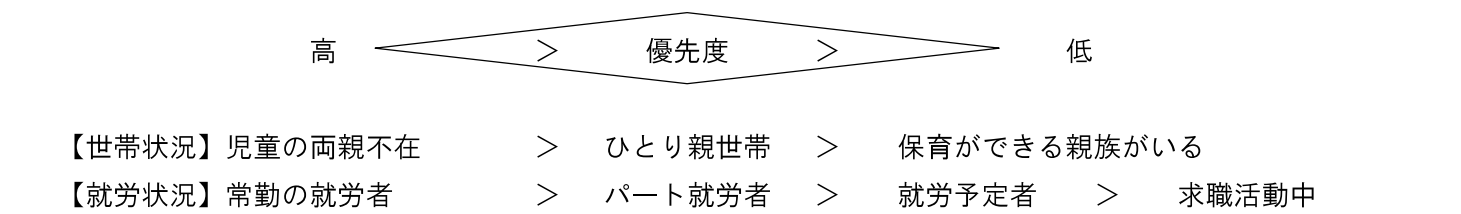
- 1 子どものための教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書（児童1人につき1枚必要です。）
  - 2 保育の必要性を確認できる書類等（①～⑦いずれかが父母それぞれ必要です。）
    - ①就労している人・・・就労（予定）証明書  
・勤務先で証明を受け提出してください。勤務内容等については勤務先に確認させていただくことがあります。
    - ②妊娠・出産の人・・・親子健康手帳等の写し（表紙と出産予定日のページ）
    - ③疾病・障がいのある人・・・疾病・介護（看護）申立書及び診断書または障害者手帳の写し
    - ④同居の親族等の介護や看護をされている人・・・疾病・介護（看護）申立書及び介護（看護）されている人の診断書または介護保険認定証の写し
    - ⑤災害復旧にあたっている人・・・り災証明書
    - ⑥求職中の人・・・ハローワーク登録証の写し
    - ⑦就学中の人・・・在学証明または学生証の写し及びカリキュラム等の就学時間が分かるもの※①～⑦の他、認定に必要なとなる書類の提出をお願いする場合があります。
  - 3 家庭状況申立書兼調査票（1世帯につき1枚）
  - 4 令和8年1月2日以降に常陸大宮市に転入した人は市町村民税課税（非課税）証明書（父・母）
    - ・4～8月入所：令和8年度市町村民税課税（非課税）証明書
    - ・9～3月入所：令和9年度市町村民税課税（非課税）証明書※課税（非課税）証明書は、申請書（書類1）に個人番号（マイナンバー）を記入することで添付省略できます。
- ※教育・保育給付認定証は、申請受付日から30日以内に交付することとなっていますが、4月入所の場合は、認定事務が集中し審査に時間を要することから、利用調整の結果とともにお知らせする場合があります。

★利用申込みについて★

必要な書類をそろえて、下記窓口に提出してください。  
・常陸大宮市役所保健福祉部こども課  
・各支所  
※書類に不備があるときには受付できません。  
※受付は随時行います。ただし、空きがない場合は待機（空き待ち）となります。  
※申込期間は入所希望月の前々月11日から前月10日です。（土日祝日の場合は直前の金曜日）  
例）6月1日から入所希望のときには4月11日から5月10日までに申込みをします。  
※申込み後、記載事項（住所、電話番号、世帯状況、就労先等）に変更があった場合は必ず窓口に届出をお願いします。  
※令和9年4月1日入所希望につきましては、期日を指定して受付を行います。  
【受付期間】：令和8年11月 2日（月）～令和8年11月30日（月）1次受付  
令和9年 2月 1日（月）～令和9年 2月12日（金）2次受付  
令和9年 2月17日（水）～令和9年 3月 3日（水）3次受付  
・市役所開庁時（平日8：30～17：15）に受付します。木曜日の窓口延長での受付はいたしません。  
・常陸大宮市以外にお住まいの人は居住する市町村へ申請してください。  
・転入・転出予定の人はこども課までご相談ください。

★保育の利用調整（優先利用）★

利用希望が多く、入所希望者全員の受け入れができない場合、利用調整を行います。世帯の状況などを考慮し、保育の必要度の高い児童から優先的に入所することとなります。



★申請から保育施設等への入所までの流れ★

